

船舶事故調査報告書

令和5年3月22日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	定置網損傷
発生日時	令和3年10月26日 07時30分ごろ
発生場所	宮城県亶理町荒浜漁港北方沖 荒浜港南導流堤仮設灯台から真方位006° 3.4海里付近 (概位 北緯38° 05.5′ 東経140° 56.2′)
事故の概要	漁船第十一庄福丸は、定置網の囲い網の中から発進する際、定置網を損傷した。
事故調査の経過	令和3年12月22日、主管調査官（仙台事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第十一庄福丸、4.9トン
船舶番号、船舶所有者等	MG3-9840（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	本船 なし 定置網 囲い網に破損
気象・海象	気象：天気 雨、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：うねり 波向東 波高約3m 亶理町には、10月26日04時08分に強風注意報及び波浪注意報が発表され、本事故当時も継続中であった。
事故の経過	<p>本船は、船長ほか6人が乗り組み、操業を行う目的で、荒浜漁港を令和3年10月26日05時00分ごろ出航し、同漁港北方沖の定置網（以下「本件定置網」という。）に向かった。</p> <p>船長は、本件定置網の囲い網の中で操業後、風力4の北東風を受けて囲い網の外に東進して出ようと、舵と機関を使って船首方位を保持することのみに意識を向け、発進したところ、推進器が本件定置網の囲い網に絡まって動けなくなった。</p> <p>船長は、自力での航行が不能であると判断し、118番通報を行った。</p> <p>本船の乗組員4人は、来援した海上保安庁のヘリコプターで救助され、船長を含む乗組員3人は、海上保安庁の機動救難士2人が本船の推進器に絡んだ囲い網を除去し、自力での航行が可能となった後、荒浜漁港に帰港した。</p> <p>船長は、本件定置網の囲い網の中から外に出る際、乗組員に安全確認をさせたものの、自ら本船の推進器周辺の網などの状況を見ていなかった。</p> <p>船長及び定置網所有者から協力が得られず、本船の推進器が本件定</p>

	<p>置網の囲い網に絡まった細部については明らかにすることができなかった。</p>
<p><b>分析</b></p>	<p>本船は、風力4の北東風を受ける状況下、船長が、操業後、本件定置網の囲い網の外へ東進して出ようと思い、舵と機関を使って船首方位を保持することのみに意識を向けて発進したことから、推進器と本件定置網の囲い網が接近していることに気付かず推進器が絡まり、定置網の囲い網を損傷したものと考えられる。</p>
<p><b>原因</b></p>	<p>本事故は、風力4の北東風を受ける状況下、船長が、操業後、本件定置網の囲い網の外へ東進して出ようと思い、舵と機関を使って船首方位を保持することのみに意識を向けて発進したため、推進器と本件定置網の囲い網が接近していることに気付かず推進器が絡まったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p><b>再発防止策</b></p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 漁船の操船者は、強風下、定置網作業で移動する際、舵と機関を使って船首方位を保持することのみに意識を向けることなく、推進器周辺の網などの状況をよく確認すること。</li> </ul>